

議事第 3 号

各部会委員及び部会長の指名について

岐阜県環境審議会条例（平成 6 年条例第 18 号）第 6 条第 1 項の規定により、審議会に、部会を置くことができるとされ、同条第 2 項の規定により、部会に属すべき委員は、会長が指名することとされています。

岐阜県環境審議会運営規程第 6 条第 1 項の規定により、審議会に、「企画政策部会」、「水質部会」、「大気騒音部会」、「廃棄物・リサイクル部会」が置かれ、同規程第 7 条第 1 項の規定により、部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たることとされています。

議事第 1 号により、事務局が会長に推薦する佐治木弘尚委員から、別紙のとおり各部会委員及び部会長が指名されています。

なお、本件は、議事第 1 号で委員過半数の承認が得られずに否決された場合は、無効とします。